

Title	黒正巖著 農業共産制史論
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.1 (1927. 1) ,p.135- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270101-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が、Friedrich List の名は永く米國政治經濟史の一隅に止まるべく、彼が不遇の一生を通じて能くその所信を實現し、その成果の顯然として酬らるゝを見たる最も華やかなる時代はまた實に此の合衆國在任中に外ならなかつたのである。

米國在任中に於ける List に關して更に重大なる問題は彼の經濟思想の發達に關する點である。本稿は List 傳中の一編を形成すると共に、此の問題の序説として執筆せるものである。故に List の學説は彼の環境を離れてはその眞義を窺ふことは能はざるが爲である。従つて彼の經濟理論の詳細は總てを後の機會に譲つて茲には深く脱述しなかつた。本稿起草に當つて参照した List 傳の主要なるものを左に擧げておく。その長短を相補つて本稿を得たのであるが特殊の點を除いては本文中の引用を省略した。以上讀者の諒恕を乞ふ。

1. Friedrich List's gesammelte Schriften, herausgegeben von Ludwig Häusser, Erster Theil: Friedrich Lists Leben. Stuttgart u. Tübingen. 1850.
2. Das nationale System der Politischen Oekonomie von Friedrich List. Siebente Auflage. Mit einer historischen und kritischen Einleitung von K. Th. Eheberg. Stuttgart. 1883.
3. Jentsch, K.: Friedrich List. Berlin. 1901.
4. Hirst, M. E.: Life of Friedrich List, and Selections from his Writings. London. 1909.
5. Natz, W.: Friedrich List in America. Sonderabdruck aus Weltwirtschaftliches Archiv. Jena. 1925. In English: Friedrich List in America. The American Economic Review. Vol. xvj, N. June. 1926.

黒正 嚴著 農業共產制史論

人類が原始的群生活から農業または漁業の生産方法を修得して、一定地に居住するに至つてから、社會生活としての特徴が大なるに至つたことは、異論のないところである。勿論人類進化論は、數十萬年の古昔に人類の社會的生活の痕跡の存在するを教へるのであるが、これらの現象は主として人類學の對象であつて、社會史、經濟史の研究對象とは、未だなつてゐない。社會史、經濟史の研究對象は、人類が國家と稱する統治機關を創造する直前の社會以後の社會生活である。

この國家形成直前の社會生活の形態は如何なりしやの問題は國家または社會を研究の對象とする社會哲學者の興味を惹いてゐた。近世英國の政治哲學者トオマス・ホッブスはこの社會を以て、萬人に對する萬人の鬭争の社會とし、この社會的鬭争を除去する手段として人類は契約による國家を形成したと主張した。原始社會に關する知識の不足してゐた時代の想像として、また社會契約説の思辯的根據としては便宜のものであつた。而してまた古代からの共產主義者は、原始社會の共產制への復歸を主張する者が多いが、これらの思想家の論ずるところは確固たる事實にその基礎を置いたものではなかつた。

「農耕をその社會の主要なる經濟形態とする時代において、然かもその社會の最も有力且つ必要なる生産手段であり、勞働手段である所の土地が、一人又は一家族の永久的専有に屬することなく、當該社會の構成員は只單に一定の期間、一定の土地の班給を受け、之を使用収益して經濟を營む所

の社會組織が即ち農業共產制である。人或はこの社會組織を名けて村落共產制又は土地共有制と呼ぶ(本書第一頁)。近代社會史家または經濟史家は、この原始共產制について多大の興味を有してゐるが、この興味を喚起するに與つて最も力あつたものは、ツエザア、タシトスの古代獨乙民族に關する記述の意義如何であつた。この古代獨乙民族の社會制度に關する文献的研究と共に、現時の社會に残存する古代共產制の遺物に關する研究が第十九世紀の中葉から盛んに起つた。ハンセン、マウラア、マイツェンの獨乙マルク團體及びその遺物に關する研究、ハックスタウセンのロシアミール制度に關する研究、印度その他の諸民族における村落共產制に關するヘンライ・メイ、エミール・ラアベレイの研究は、この種の研究に一大貢獻をなしたもので、原始的社會における共產制の普遍的存在を立證したが如くである。而して、多くの社會主義者は感激を以て、この共產制の普遍的存在を祝福した。然し、近世社會の共產制遺物と稱するもの存在を以て、古代社會における共產制存在を類推せんとすることは誤りであるとの主張が現はれた。ミールに關するコイスラアの研究、獨乙に關するランプレヒト、リヒャルト・ヒルデブランド、ゲオルヒ・フォン・ペロウの説がこれである。かくて古代共產制に關する議論は賛否は相半ばしてゐるのである。(第一章)而して、本書の著者は、「之等の制度が原始的のものであるか、或は後天的のものであるかを研究する事ではない。只之等の社會制度が如何なる事情の下に發生し、如何なる過程を辿つて發展したか、而て最後に、それが如何なる事情によつて崩壊せざるを得なかつたか、即ち一定の社會組織の有機的生存が如何なる條件を必要とするかといふ問題を考察するの一助として農業共產制の研究を試みようと思ふのである。」(緒論)而して著者の研究對象となるものは、「獨乙のマルク共產體」(三三—八三頁)、「ロシアのミール共產體」(八四—一五四頁)、「支那上古特に周代に於ける土地制度」(一五五—二〇六頁)。

「班田收授制とその以前の社會組織」(二〇七—二六三)、「ツアドルガその他に關する雜篇」(二六四—三〇二)である。

著者は、ロシアのミール並に支那上古周代における共產制を以て、政治上の必要即ち、財政上の必要によつて、政府によつて形成せられたもので、日本の氏族制度並に獨乙のマルク共產體を以て、血族團體より地緣團體に至る場合に發生せしものととしてゐる。而して著者は血族團體における共產制については何等の疑問の餘地なしとするが如くである。著者は、周代の土地制度と獨乙のマルク制度とを比較して、次の如くいつてゐるのは、這般の消息を確的に語るものである。曰く「周代の諸制度、特にその土地制度を一貫するものは、萬民をして、平等に土地を利用せしめ、又凡ての點において機會の均等を計らんとしたものである。之れ全く王道思想の現はれに外ならぬ。その外形はかの獨乙のマルク共同體と符節を合するが如き觀がある。併し乍ら、その成立の過程、又は根本精神に至つては、その間大なる差異の存するを見る。即ち獨乙のマルク團體は血緣團體より地緣團體に推移せし過渡の階段に屬し、その平等は人民自らの確立せし所であつた。……然るに支那においては、天の命を承ぐ所の天子が先づ國家を統一し、國家の體制を成して然る後、天子の使命として人民の平等を規定せるものである。……併し乍ら、この萬民平等といへる王道思想は……王者は萬民に等しく王道を傳ふべきものであるとの、國家的、更らには宇宙的なる觀念から來たのである。……又その田地の分配が常に貢獻と密接の關係を有するより見るも、之が單に人民相互の獨立自治の組織にあらずして、天子、國家といへる上位の權力者の天下りの構成より成るものにして自然的發生に基くものでもなく、又始原性を有せず、後天的觀念的のものといふべきである。」(一九七—二〇〇頁)といふに徴するも明かであるが、著者はまた周代の土地制度の自然性を全然否定し

やうと云ふのではない。たゞ著者のいはんとする所は「周代の土地制度が或は原始社會の自然的所産であるかも知れぬが、併し法制として確立せられたのは、周の王道天下が樹立せられてからである」と云ふにある。(二〇三頁)日本の班田收授の法は、「支那の制度を模倣したものであつて、その外形を殆ど同一といつてもよい位である。……併し乍らその精神に至つては、種々な點において異なるのである。」(二五〇頁)日本の班田收授の制は氏族制度の精神に歸らんとするにあつた。(二四三頁)故にその本來の意義における氏族制度においては、土地共產制は班田收授時代よりもよりよく行はれてゐたであらう。而してこの時代が國家形成の以前なるべきことは、著者の記述によつて推測し得る。(二二五頁以下)

然らば、これらの土地共有制は如何なる理由によつて崩壊したか。著者は「凡ての社會的實在はそれ自身の中に自己否定の契機を胚胎するものである」といふ見地に立つて、この否定の契機を「社會の生産力」に求めてゐる。(二三六頁)然してまた日本民族制度の崩壊の原因の一を人口の増加に求め、その前提として曰く「人口の變化が社會變動の根本的動力であることは明かなる事實である。社會變動の行はるゝ前提は必ず人口の變動である」と。(二三七頁)この二個の主張、即ち社會變動の主因を生産力に求める主張と人口の變動に求めると何れが重要なかの點について、著者の見解を知ることが出来なかつたのを遺憾とする。

著者の研究の主眼點は、歴史的事實の説明である。嚴密な記述に重要を置くものの如くである。而してその記述説明は極めて正確簡明である。評者は、著者の態度に同感禁する能はざるものである。著者は他の機會において、「一派の人々は、之等の部分的な研究に對して、楊子で重箱をほぐるものだとか、方法論がどうだのと自分では少しも事實の集約的研究をしないで、悪口雜言をして原

稿料を稼ぐ様な手配も出て來た」といつてゐるのは、著者の部分研究に對する意氣を示すものといつていい。故に、本書にもいて割愛せられた印度の農業共產制等に關する部分の増補を他日に約してゐる著者に、——本書は現在の形ちにおいても充分讀書子の満足を買ひ得るが——一層完成せられた形態において、本書が再び吾々の机上に達する日の近からんことを希望して止まざる次第である。(四六版、三百頁、定價一圓六十錢 岩波書店發行)

一九二六・一二・一九 加田 哲 二